

令和8年度 WAKAYAMA 外国人材雇用サポートデスク運営業務に係る質問に対する回答

	質問	回答
1	仕様書「2. (2) WAKAYAMA 外国人材雇用サポートデスクでの相談対応 エ 協定先企業との連携」について、協定先企業は現在何社あるか。また、協定先企業は和歌山県内の企業に限定されているか。	「和歌山県内企業の高度外国人材等受入れに関する連携協定」を締結している協定先企業は、令和8年2月27日現在で15社です。また、協定先企業には和歌山県外の企業も含まれます。
2	仕様書「4. (1)」について、再委託を行う場合は再委託承認申請書を提出の上で、和歌山県から承認を得る必要があるが、再委託の許諾される範囲について別途指定はあるか。(例：委託費用の〇%を超えないこと、〇〇業務における再委託は認められない、など)	再委託が承認される範囲について別途指定はありませんが、業務の全部若しくは主要な部分を一括して第三者に委任し又は請け負わせてはなりません。なお、業務の主要な部分とは、受注業務における「総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分」のことを指します。
3	電話相談対応及び対面相談対応について、対応言語は日本語でよいか。	原則として日本語での対応を想定しております。ただし、必要に応じて円滑な相談対応が可能となる体制の確保をご提案いただいても差し支えありません。
4	電話相談対応について、電話番号の指定はあるか。	電話番号の指定はございません。受託者において適切にご用意ください。
5	電話相談対応について、フリーダイヤルの設置は必須か。設置しない場合、通話料は架電者側の負担となる想定か。	フリーダイヤルの設置は必須としておりません。なお、フリーダイヤルを設置しない場合の通話料は、架電者側の負担を想定しています。
6	電話相談対応について、電話回線の種類（固定電話、IP 電話等）に指定はあるか。	電話回線の種類について特段の指定はございません。業務の円滑な実施が可能な回線を用意してください。
7	電話相談対応について、想定している電話回線数は何回線か。	現時点で具体的な回線数の指定はございません。想定される相談件数等を踏まえ、適切な体制を提案してください。
8	対面相談対応について、サポートデスク設置場所の指定はあるか。	設置場所について特段の指定はございません。ただし、設置する場合には、県内企業の所在が多い和歌山市内での設置が望ましいと考えております。なお、仕様書に記載のとおり、わかやま就職支援センター（通称：はたらコーデわかやま 和歌山市本町1丁目22番地 Wajima 本町ビル1階）の相談ブースにおいて対応することが可能です。

9	令和7年度及び過去における対面相談対応件数はどの程度か。	<p>対面相談対応の実績は以下のとおりです。なお、外国人の対面相談対応の実績はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度の実績（令和6年6月3日～令和7年3月31日）：7件 ・令和7年度の実績（令和7年4月1日～令和8年1月末時点）：5件
10	企画提案書のページ数に指定はあるか。	企画提案書のページ数について特段の指定はございません。ただし、簡潔かつ分かりやすい内容としてください。
11	企画提案書はA4判両面印刷でも問題ないか。	A4判両面印刷で問題ございません。
12	令和7年度及び過去におけるマッチング数並びに各セミナー・合同企業説明会の参加者数について、それぞれ教示されたい。	<p>令和7年度及び過去の実績については、以下のとおりです。</p> <p>【令和7年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼県内企業向けセミナー参加者：計72名（全てオンライン） <ul style="list-style-type: none"> 第1回「必ず知っておきたい！外国人材雇用基礎セミナー」…26名 第2回「押さえておきたい！外国人材雇用実践セミナー」…20名 第3回「やさしい日本語研修①」…13名 第4回「やさしい日本語研修②」…13名 ▼外国人材向け就職支援セミナー参加者：23名（オンライン） ▼オンライン合同企業説明会 <ul style="list-style-type: none"> 第1回「WAKAYAMA INTERNATIONAL JOB FAIR 2025 ～PART1～」 <ul style="list-style-type: none"> 参加企業数…10社 参加者数…235名 内定者…4名 第2回「WAKAYAMA INTERNATIONAL JOB FAIR 2025 ～PART2～」 <ul style="list-style-type: none"> 参加企業数…6社 参加者数…220名 内定者…5名 ▼県内留学生向け県内企業との合同企業説明会（対面） <ul style="list-style-type: none"> 参加企業数…13社 参加者数…27名 内定者…1名

		<p>【令和6年度の実績】</p> <p>▼県内企業向けセミナー参加者：計63名（全てオンライン）</p> <p>第1回 「外国人材雇用に関する情報提供セミナー①」…27名</p> <p>第2回 「外国人材雇用に関する情報提供セミナー②」…21名</p> <p>第3回 「多文化共生を実現するコミュニケーション研修」…7名</p> <p>第4回 「明日から使える！やさしい日本語実践セミナー」…8名</p> <p>▼外国人材向けセミナー参加者：計73名（全てオンライン）</p> <p>第1回 「外国人のみなさん向け就職支援セミナー」…32名</p> <p>第2回 「外国人のみなさん向け就職活動準備セミナー」…41名</p> <p>▼オンライン合同企業説明会</p> <p>参加企業数…8社、参加者数…134名 内定者…0名</p>
13	仕様書に記載の「外国人材」とは、国内外の高度人材を指すのか。	本仕様書における「外国人材」とは、国内外に在住する外国人材を指し、必ずしも高度人材に限定するものではありません。ただし、本事業の趣旨を踏まえ、専門的・技術的分野において活躍が期待される高度人材を主な対象として想定しています。
14	本業務の対象企業について、企業規模（中小企業等）の制限はあるのか。	本業務の対象企業について、企業規模による制限は設けておりません。
15	過年度において飛び込みでの対面相談はあったか。あった場合、わかやま就職支援センターの職員が一次対応を行っていたのか。	過年度において、対面相談日として設定している木曜日以外に飛び込みでの対面相談希望があった事例は、過去に1～2件程度です。その際は、わかやま就職支援センターの職員が一次対応を行っておりました。
16	仕様書「2.（2）WAKAYAMA 外国人材雇用サポートデスクでの相談対応 ウ 求人情報の掲載」について、過年度における求人掲載の頻	求人掲載サービスは令和7年6月から実施しており、随時受付により、これまでに約30件の求人を掲載しています。求人の対象については、原

	度は、月当たりどの程度であったか。また、求人の対象について特段の定めはないとの理解でよいか。	則として「技術・人文知識・国際業務」、「特定技能」、「特定活動 46 号」、「介護」等の専門的・技術的分野の在留資格を想定しており、在留資格「技能実習」及び「留学」は対象外としております。
17	県が想定している相談対応件数の KPI レンジはあるのか。	年間の相談件数目標及び目標達成に向けた具体的な取組については、本プロポーザルの提案項目となります。 相談対応件数の KPI については、現時点で具体的な数値は設定しておりませんが、提案内容を踏まえ、適切に設定することを想定しております。
18	Facebook は令和 7 年度をもって運用終了とのことであるが、公式 LINE アカウントは引き継ぐ想定か。	外国人向け公式 LINE アカウントについては、現時点では引き続き運用を継続する予定です。なお、令和 7 年度で運用を終了する Facebook アカウントは、主に企業向けの広報を目的として運用してきたものであり、外国人向けの広報及び相談窓口を運用目的とした Facebook は引き続き活用する予定です。
19	仕様書「2. (3) セミナー等のイベント開催 ウ 外国人材のためのオンライン合同企業説明会」について、過年度に実施している合同企業説明会の参加時オプションは、受託運営会社が独自に設定しているものか。また、当該オプションを設定した場合、その収入は受託運営会社の収入となるのか。	過年度の合同企業説明会における参加時オプションについては、受託運営会社において設定しておりました。また、当該オプションに係る収入は、受託運営会社の収入として差し支えありません。
20	仕様書「3. 対象となる経費」について、本業務に国費は充当されているか。充当されている場合、その予算名称は何か。	本業務は県費により実施するものであり、国費の充当はありません。
21	一般管理費は対象経費として認められるか。	一般管理費についても、対象経費として認めることとします。ただし、事業実施にあたり適正な範囲で積算することとし、詳細は契約時の協議により決定します。
22	契約保証金の納付義務はあるか。	契約保証金の納付の有無については、和歌山県財務規則等の関係規定に基づき決定します。
23	契約形態は金額確定型契約か、それとも概算契約か。精算時に提出	業務内容と契約金額を定めたくえで契約を締結します。契約時の仕様書

	<p>を求める書類は何か。</p>	<p>に定める業務が適正に履行された場合、事業費の精算は想定していません。ただし、業務が適正に実施されたことを確認するため、実際の支出額が確認できる書類の提出を求める場合があります。なお、当該書類は、支払額を精算することを目的としたものではありません。また、業務内容の追加・変更その他契約内容に変更の必要が生じた場合には、協議のうえ、変更契約を締結するものとします。</p>
<p>24</p>	<p>実施要領「8.（2）選定委員会」について、プレゼンテーション参加人数の上限は設けられているか。</p>	<p>審査会の参加人数について制限は設けておりませんが、提案内容の説明及び質疑応答に支障のない範囲とします。</p>